

**協議（1）条文の字句の修正について**

資料1：島田市自治基本条例（素案）

1. 経緯

法令や他の条例の規定を参考に、次のとおり修正しました。

2. 修正内容

条項	修正内容
第2条第3号	（市長等の定義） 他の条例を参考に水道事業の管理者の表現を修正
第2条第5号	（まちづくりの定義） 法律の表現を参考に「安心及び安全」を「安全及び安心」に修正 「誰もが」を加え、「誰もが住みよい島田市」に修正
第15条第2項	（住民投票） 法律の表現を参考に「規定に基づき」を「規定により」に修正
第20条第1項 第2項	（組織） 法律の表現を参考に、第1項と第2項の表現を「内部組織の編成に当たっては」に統一
第25条	（外部機関等との連携） 事業者や教育機関等との連携（第1項）と国や他の地方公共団体との連携（第2項）をまとめて1項に集約
第30条第2項	（協働のまちづくり推進委員会の組織） 他の条例を参考に委員の選出区分を削除し、「識見を有する者及び公募に応じた者のうちから市長が委嘱する」に修正

**協議（2）協働のまちづくりの推進体制（第10章）について**

資料2：新旧条文対照表

1. 経緯

平成29年3月開催の第2回自治基本条例制定委員会において、第10章「実効性の確保」として条文案を協議した結果、「協働のまちづくり推進委員会」の所掌事務について再度検討の指示を受け、部長会議での協議を経て修正案を作成しました。

2. 前回の主な指摘事項

- ・事業の実施手法及び検証というのは、事業仕分けのように事業そのものの検証を行うものとの誤解を与えるのでは。委員の考え方によって、内容が大きく変わってしまうことも考えられる。
- ・内容が重たい印象を受ける。行動計画の策定やアドバイザーの設置などが考えられないか。
- ・第 28 条第 2 項の意見を述べることができる規定については、際限なく意見を言われてしまうように受け取れる。

### 3. 修正内容

- ・市長が条例の普及啓発を行う努力規定を追加（第 27 条）
- ・委員会の所掌事務をスリム化し、「条例の見直し」と「協働のまちづくりの推進の支援」に限定（第 29 条）
- ・条例の見直しに当たっては、軽微なものを除き、市長から委員会への諮問を義務付ける規定を追加（第 32 条）

### 4. 修正の趣旨

- ・数年来、協働のまちづくりに取り組んでいるが、市民への浸透はまだ十分ではなく、条例の趣旨を市民に周知するに当たっては、市が主体的に取り組む必要がある。
- ・委員会は、市長の諮問機関として条例の見直しに係る調査審議を行う。
- ・推進に関することとして想定しているのは、次のとおり。
  - (1) 官民を問わず優れた取組の事例収集と情報発信（委員会で候補を選定し、広報しまだ等で紹介）
  - (2) 市による啓発活動や支援の実施状況の検証
  - (3) 委員会が主催し、地域でまちづくりに関するワークショップを開催（協働のまちづくりの手法を市民に体感してもらうことを主眼に、条例の普及啓発も兼ねて）
- ・表彰については、既存の市の表彰と重複するため、自治基本条例には規定しない。

## 協議（3）前文について

### 資料 3：自治基本条例 前文案の比較

#### 1. 経緯・趣旨

平成 28 年 10 月に一般公開した条例（素案）に対し、「島田市自治基本条例を考える市民会議」委員の有志数名が前文の対案を作成し、条例に反映して欲しいと地域づくり課に提出しました。

市民会議の委員は、3 年間 21 回にわたり会議を重ね、条例の骨子となる事項について協議を重ねてきました。このため、条例の制定の背景、理念、目的に関する

想いは強く、地域づくり課としては委員の意向を尊重し、前文案を再調整することとしました。

委員の作成した対案を参考に、部長会議での意見を踏まえ2つの前文案を作成しました。素案を含めた3案の中で、どの案が最も相応しいか協議をお願いします。

## 2. 各案の概要

案	概要
素案	公表されている前文案。国外都市との交流に言及するなど島田市の特徴を端的に表現している。文字数が少なく簡潔な内容。 「とき」「対話の場」などの用語が唐突に出てくる、起承転結の「結」が弱いという指摘を受ける一方、簡潔で趣旨が分かりやすいという評価もあった。
対案	市民会議有志委員が作成した前文案を踏まえ、「大井川」をキーワードに据えている。市民会議で協議された「対話による発展的な解決」「時間づくり」の考え方を説明するとともに、起承転結にも気を配った。
修正案	部長会議の意見を基に対案を微修正。「大井川」「対話による発展的な解決」「時間づくり」等のキーワードをそのまま残し、段落を入れ替えて文章のつながりを見直した。重複する表現を削り、文字数を減らした。

## 協議（４）条例の施行期日について

施行期日（案）：平成31年1月1日（火）

- ・ 条例公布後、施行までに1年程度の準備期間をおきたい。
- ・ 施行までに、啓発活動（広報しまだへの特集記事掲載、パンフレット作成、市民向け講演会・市政出前講座・職員研修会等の開催）、協働のまちづくり推進委員の選任等、条例の円滑な施行に向けた準備を行う。
- ・ 施行後3年程度は条例の普及啓発に主眼をおき、官民で協働のまちづくりに対する意識が醸成された後、行動計画の策定、協働の手法の検証等の必要性を検討することとしたい。